

17年度の研修体制（ケアマネジメント・支給決定調査）について

1. 国の上級研修

(1) 開催時期

11月（会場調整中）の予定

(2) 規模

①現行の国の研修（上級研修と指導者研修）を一体として行う。

②対象者数：都道府県・指定都市から、身体、知的、精神各分野1名（計183名）

*17年度に限り、都道府県、指定都市において、本年度のケアマネジメント研修会の講師を想定している者を優先的に参加させることが望ましい。

③開催日数：3日間

(3) 内容

①新制度における相談支援へのケアマネジメントの活用について

②ケアマネジメントの手法に関する演習等

2. 都道府県の研修（従事者・新規従事者研修）

(1) 開催時期

国の研修終了後、各都道府県・指定都市の実情に応じて、年度内に開催。

(2) 規模

各自治体の実情に応じて、新制度施行における、支給決定事務を担う者、または、その事業の委託を受ける事業者の必要な数を確保できる規模で実施する。

*新制度における従事者等養成の観点から、今年度については、上級研修と従事者研修を一体で実施することも想定される。

(3) 内容

国の研修会に準じて実施する。

今後のケアマネジメントや支給決定調査に係る研修スケジュール

平成17年
7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

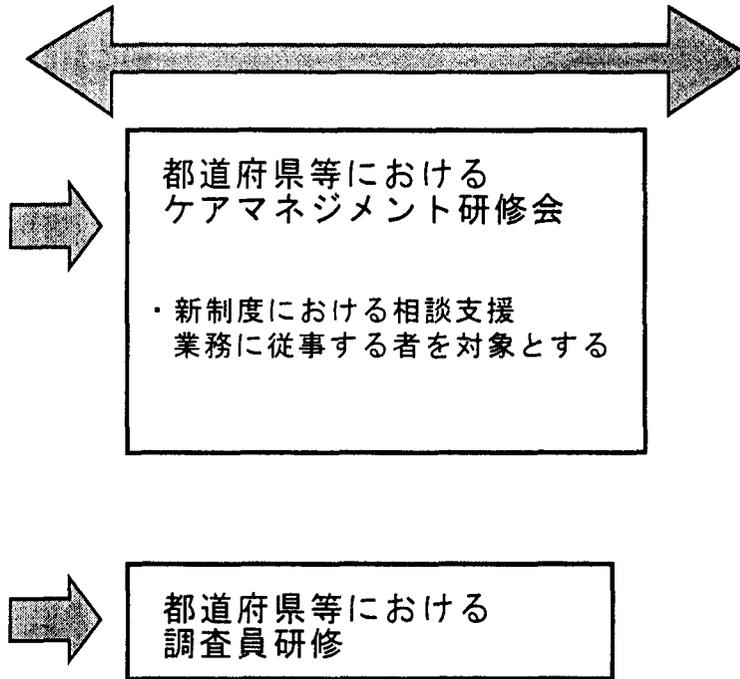
平成18年
2月

国のケアマネジメント
研修会開催通知発出

研修カリキュラム

調査マニュアルの作成

ケアマネジメント研修・支給決定調査研修



制度改革に伴う市町村等への施行事務費等

平成18年1月の障害者自立支援法案（以下この資料において「法」という。）の施行に伴い、支給決定事務で発生する都道府県、市町村の事務費等について補助を行う。

【市町村事業】

(1) 医師意見書作成経費

- ① 実施主体 市町村
- ② 内 容 法第21条第2項に基づく障害程度区分の認定に当たって医師の意見を聴くことに要する経費
- ③ 単 価 調整中
- ④ 予算費目及び補助率
(目) 在宅福祉事業費補助金
国1/2, 市町村1/2

(2) 市町村審査会開催経費

- ① 実施主体 市町村
- ② 内 容 (a) 法第21条第1項に基づき市町村審査会が行う障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定に要する経費
(b) 法22条第2項に基づき、支給要否決定に当たって市町村が市町村審査会の意見を聴くことに要する経費
- ③ 単 価 調整中
- ④ 予算費目及び補助率
(目) 在宅福祉事業費補助金
国1/2, 市町村1/2

【都道府県事業】

(1) 不服審査会開催経費

- ① 実施主体 都道府県
- ② 内 容 法第98条第2項に基づき設置された障害者介護給付等不服審査会での審査に要する経費
- ③ 単 価 調整中
- ④ 予算費目及び補助率
(目) 在宅福祉事業費補助金
国1/2, 都道府県1/2